

葛飾区議会レポート

葛飾区議会第二回定例会報告



葛飾区議会議員 かわごえ誠一

かわごえ誠一 プロフィール

●昭和38年3月川崎市生まれ●東海大学第二工学部建設工学科卒●立石在住30年●一男二女の父親●保育園/学童保育クラブ父母会, 小中学校PTA, おやじの会, 図書館友の会, 三番瀬保全活動などに携わる●元東京工業大学附属科学技術高校非常勤講師●前都議会議員伊藤まさき秘書を経て平成25年区議会議員選挙で初当選・平成29年二期目当選●所属: 議会運営委員会/総務委員会/地域活性化対策特別委員会

◆去る6月28日に葛飾区議会第二回定例会が閉会しました。今定例会では第一次補正予算6億7369万円が可決され、(仮称)立石六丁目保育園など保育園3園の新設、東部地域病院への病児・病後児保育の設置、「寅さん記念館・山田洋次記念館」のリニューアル、来年度の改元へのICT関連のシステム改修などが進められることになりました。

葛飾区のブロック塀の安全対策

◆大阪北部地震及び西日本豪雨災害においてお亡くなりになられた方に心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆さまにお見舞いを申し上げます。葛飾区としても、いつ起こるかわからない災害に対しての対策を進めてまいります。

●**葛飾区のブロック塀緊急対応** ◆6月18日の大阪北部での地震を受け、区内小・中学校のブロック塀の緊急点検が行われました。小・中学校6校(川端小・北野小・東柴又小・上小松小・大道中・東金町中)で道路に面した不適格なブロック塀が確認され、撤去など緊急対応が進められました。また、区有施設において隣地との境界などで現基準に適合しないブロック塀などが74施設で確認され、協議が整い次第撤去または改修を進めていきます。

●民家のブロック塀の安全対策への助成の検討を開始

◆民家などのブロック塀の改修は所有者の責任で行わなければなりません。しかし、大阪北部地震では民家のブロック塀倒壊で男性が犠牲になっており、人命に関わる問題です。区民の生命を守る観点から対応を求め、民間のブロック塀などの安全対策のための助成が検討されることになりました。



小学校ブロック塀の改修現場

タウンミーティング

主催: かつしか区民連合

かわごえ誠一 第11回テーマ別学習会のお知らせ

と き: 平成30年 8月 28日 (火) 19:00~21:00

開場~18:45 ◎19:00~区政報告 ◎19:20~学習会

会 場: かつしかシンフォニーヒルズ 別館5階 レインボー

葛飾区立石6-33-1 京成線青砥駅徒歩5分

参加費無料

※会場の都合上、事前にご連絡いただくと幸いです。

テーマ: 知っていますか? 依存症

~身近な心の病・依存症について知ろう~

講師: 田中紀子さん 公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会 代表理事

◆日本にカジノがやってくる? 7月に国会でIR法が可決されました。IR法に含まれるカジノで危惧されるギャンブル依存症対策については十分な議論がされてきたとはいえません。依存症は他にもアルコール依存や薬物依存などが知られていますが、最近ではWHOがゲーム依存を疾病分類に盛り込むことを検討していると聞きます。より身近なところで依存症が問題となる中、予防教育や回復プログラムが重要になってきます。依存症は自己責任で済ませていいのか、社会で何ができるのかともに考えたいと思います。



◆講師プロフィール◆ 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部研究生。祖父、父、夫がギャンブル依存症であり、自身もギャンブルと買い物依存症から回復した経験を持つ。現在ギャンブル依存症当事者と家族支援を中心に全国で活動する他、国へのギャンブル依存症対策の政策提言等や、省庁・地方自治体等の依頼で啓発・予防教育の講師を数多く務める。著書に「三代目ギャンブルの物語(高文研)」「ギャンブル依存症(角川新書)」がある。

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。かわごえ誠一 web → <http://www.kawagoeseiichi.com>

問合せ 連絡先

かつしか区民連合

〒124-0012 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区議会内

電話 03-3695-1111 (代)

FAX 03-3697-0137

かわごえ誠一連絡先

〒124-0012 葛飾区立石 8-47-18

携帯電話 090-2932-7315

e-mail info@kawagoeseiichi.com

葛飾区議会レポート

平成30年区議会第一回定例会 代表質問報告

平成30年第一回定例会において、かつしか区民連合幹事長としてかわごえ誠一が代表質問に立ちました。今号ではその概要のご報告をします。



第一回定例会で代表質問に登壇するかわごえ誠一

後期実施計画への見直しについて

かわごえ：後期実施計画2年目に開催される2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて区として方向性を示すとともに、ポスト2020の社会情勢も想定した方針を立てよ。

区長：2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、区としての方向性と競技会開催後を想定した方針を立てる。スポーツ以外の分野においても葛飾区の伝統産業や柴又の重要文化的景観等区の強みを活かした魅力の発信など様々な方向性で進める。

葛飾区環境政策について

かわごえ：葛飾区環境政策において、国連持続可能な開発目標＝SDGs(エス・ディー・ジーズ)の考え方を取り入れるべきだ。

区長：「葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」にSDGsについて記載し、様々な施策や事業を実施するに際してSDGsを踏まえながら、地球温暖化対策の一層の推進を図る。

※SDGs・国連持続可能な開発目標＝平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標。

かわごえ：葛飾区での温室効果ガス削減には区内の最大事業所である葛飾区が主導すべきだ。

環境部長：「葛飾区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を改定し、平成42年度までに温室効果ガスを平成25年度比40%削減する目標を掲げ取り組む。今後の技術革新等を踏まえた助成制度の充実により地球温暖化対策、温室効果ガス削減に努める。

かわごえ：水元公園周辺の環境を保全するため庁内の連携を密にし、区が主導して関係機関や団体などとの合意形成をはかり、生物多様性保全に努めよ。

環境部長：水元公園及び周辺の生物多様性保全に向けて、桜土手のゾーニングによる植生管理や小合溜の水環境の改善等にも取り組む。庁内調整を充分に図り、東京都や関係自治体、自然環境団体などと合意形成を図り、密接に連携しながら水元公園等の生物多様性保全を図る。



水元公園小合溜のヒシの除去作業

葛飾区の人権政策について

かわごえ：人権新三法「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」を踏まえ、ダイバーシティなどの最新の社会情勢を取り込み、当事者の意見を反映した施策の推進を求める。

総務部長：区は同和問題をはじめ、男女平等推進、障害者などの人権問題の課題ごとに施策を実施してきた。しかし今なお人権問題が発生している。更にインターネットによる人権侵害、性自認・性的指向、災害時の人権問題、様々なハラスメントなど、新たな人権課題が顕在化しており、解決への取り組みが必要だ。区として、新たな社会情勢の変化を踏まえた人権推進指針の見直しをする。

立石地域のまちづくりについて

かわごえ：立石のまちづくりは、駅前再開発地域のみでなく現区庁舎周辺・高架下・中川・交通政策・観光振興・歴史文化の保全継承など多岐にわたる。再開後の振興や景観のまちづくりも見据え、立石地域全体の将来へのビジョン・みちしるべを作るべきだ。

立石街づくり担当部長：区の都市計画マスタープランに基づき、立石駅周辺北口地区では、具体的な事業計画等の作成のための作業や権利者向け勉強会などを実施し、再開組合設立に向けた準備を進めている。また、立石駅南口東地区では準備組合において、権利者の合意形成や関係機関との協議・調整を進めており、南口西地区では、概略の事業計画案を作成している。今後は各地区の進捗を見ながら、高架下活用の検討や、区庁舎跡地の活用、中川へのアクセス、景観まちづくりなどを地域の課題として捉え、再開後を見据えた将来像を描く。



立石駅前の商店街の光景

かわごえ：再開のまちづくりでは地域コミュニティのあり方が大きく変わりソフト面の支援が大切だ。将来の協働のパートナーを育て、コミュニティデザインに取り組むなどの支援を求める。

地域振興部長：再開地区において、自治町会等地域の方から、今後のコミュニティのあり方について伺い、地域の主体的な取り組みを支援する。また、地域の課題解決や協働によるまちづくりのきっかけとなるよう、区の関係所管や関係機関に橋渡しをする他、地域貢献活動サポート事業などを活用して、担い手の発掘・育成につなげる。

葛飾区観光振興と民泊について

かわごえ：宿泊施設の少ない葛飾区において、民泊は区のイメージアップや観光振興の資源としての可能性を持つ。民泊を活用するため、区としての方向性を検討すべきだ。

産業観光部長：宿泊事業者は、観光客のおもてなしの玄関口であり、観光客のニーズ等の様々な情報が集まる場所となっている。本区の観光の魅力を高め、観光による地域活性化へと繋げていくために、今後、宿泊事業を営む事業者からの求めによる情報提供や意見交換等に柔軟に対応する。

かわごえ：住宅宿泊事業法(民泊新法)の施行と旅館業法の改正を受け、近隣住民の住環境を保全するために一定の規制が必要だ。

健康部長：住宅宿泊事業法では、事業者は宿泊者に騒音の防止や、ごみの処理などの説明、周辺住民からの苦情や問い合わせへの適切・迅速な対応が義務付けられている。葛飾区ではガイドラインを設け、事業者へ届出の事前相談や周辺住民などへの周知を求める。また、旅館業法の改正により、現在より小規模な旅館業についても営業可能になる。旅館業法では、営業できる用途地域が決まっており、近隣関係を含め、営業施設として適正な運営を指導する。

かわごえ：住宅宿泊事業法の施行と旅館業法の施行に伴う届け出や相談などの混乱を避けるため庁内の体制整備を進めよ。

健康部長：区では庁内の体制を整備するために、葛飾区住宅宿泊事業対策本部を設置した。住宅宿泊事業は所管を健康部生活衛生課とし、ごみ問題は清掃事務所、騒音は環境課、非常用照明や避難経路などの届出・相談は建築課とするなど、関係各課と連携しながら届出や問い合わせに適切に対応する。